

令和7年5月21日

町内自治会等代表者 各位

中央区地域づくり支援課長

防犯街灯補助金交付申請についてのお知らせ

日頃より市政に多大なるご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

防犯街灯の補助金交付申請に関して以下のとおりお知らせしますので、補助金交付を希望する町内自治会等は、本紙及び同封文書をご確認の上、申請していただきますようお願ひいたします。

また、役員等の改選により代表者が変更された場合は、誠に恐縮ですが、送付文書一式を新代表へ転送していただきますようお願ひいたします。

1 補助金額

別紙1のとおり

2 申請書、申請期間等

種別	申請書	添付書類	申請期間（郵送の場合、必着）		申請時期
管理費	様式第1号の1	(1) 電気料金領収書の写し (R7年4月分)	1期	本日～R7.6.30	左記のとおり(※)
		(2) 電気料金集約内訳表の写し (R7年4月分)	2期	R7.7.1～R7.8.29	
		(3) 防犯街灯所在図（自治会等設置分のみ）	3期	R7.9.1～R7.10.31	
			4期	R7.11.4～R7.12.26	
		※管理費は、4期の内、いずれかの申請期間中に1度申請いただければ結構です。			
設置費	様式第1号の2	(1) 見積書	上期	本日～R7.6.30	工事前
		(2) 設置予定地付近の地図	下期	R7.10.1～R7.10.31	
修理費 (全改修)	様式第1号の3	(1) 見積書	1期	本日～R7.6.30	工事前
		(2) 防犯街灯所在図	2期	R7.7.1～R7.8.29	
		(3) 全改修する前の街灯の写真	3期	R7.9.1～R7.10.31	
修理費 (一部修理)	様式第1号の4	(1) 見積書	1期	本日～R7.6.30	工事後
		(2) 領収書の写し	2期	R7.7.1～R7.8.29	
		(3) 防犯街灯所在図	3期	R7.9.1～R7.10.31	
		(4) 修理した街灯の写真	4期	R7.11.4～R7.12.26	

3 申請にあたっての留意事項

- 申請期間以外の申請に対しては、補助金の交付ができません。ただし、修理費に関しては、緊急性・必要性が認められた場合に限り、予算の範囲内で補助金を交付しますので、必ず修理を行う前に地域づくり支援課にご相談ください。
- 予算の範囲内で行いますので、申請状況によっては、補助金を交付できないことがあります。
- 申請書提出後、補助金の交付に関する決定通知書を送付します。その後は、実績報告書（設置、全改修のみ）、交付請求書の提出が必要となりますので、別途ご案内します。補助金の交付は、請求書を受理してから概ね1～2か月後に行います。

4 補助金が適用となる要件および仕様等

千葉市のホームページに掲載の「千葉市防犯街灯補助金交付要綱」をご覧ください。

(URL <https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/chiikianzen/bouhangaitou.html>)



5 その他留意事項

- (1) 防犯街灯の新規設置、全改修、他団体からの引き受け（移管）を行った場合は、電力会社への届出が必要です。
- (2) 賃借 LED 灯の設置場所を変更したり、利用を停止したりする場合は、所定の書式による市への届出が必要です。届出がないと、今後の補助金の支出に支障が出ますので、これらの場合は、必ず中央各区地域づくり支援課にご連絡ください。
- (3) 宅地開発事業者等から防犯街灯の移管を受けた場合は、移管届を中央区地域づくり支援課にご提出ください。様式は前記4のホームページから印刷して使用していただくか、中央区地域づくり支援課でも配付しています。
- (4) 平成27年度以降、商店街から移管された防犯街灯についても、新たに補助対象としています。商店街から防犯街灯の移管を受ける場合は審査が必要となりますので、必ず事前に中央区地域づくり支援課にご相談ください。
- (5) 防犯街灯については、町内自治会等の設置によるものや、市の一括リース事業のものに関わらず、要綱等に基づいて町内自治会等に維持管理をお願いしております。同封の別紙3をご覧ください。
- (6) 全ての補助金種別でちば電子申請サービスでの申請が可能です。また、公的個人認証も廃止していますので、申請にあたってマイナンバーカードをご用意いただく必要もありません。
なお、申請は必ず、町内自治会等の代表者が行ってください。
※従前どおり、書面（窓口・郵送）による申請も可能です

【ちば電子申請サービス 申請フォーム】

管理費	設置費
 https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43411	 https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43423
修理費 (全改修)	修理費 (一部修理)
 https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43458	 https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43460

【申請書等の提出先、問い合わせ先】

- 申請書提出先、申請に関する問い合わせ先
中央区地域づくり支援課
〒260-8733 千葉市中央区中央4丁目5番1号
きぼーる11階
電話 043-221-2169
メール chiikizukuri.CHU@city.chiba.lg.jp
- 制度に関する問い合わせ先
市民局市民自治推進部 地域安全課
電話 043-245-5264
メール chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp